

第 88 回東京箱根間往復大学駅伝競走

応援実施要項

1. 目的 伝統ある駅伝競走存続の為、交通妨害となる行為は一切行わず、日本重要幹線である国道 1・15・134 号線の交通流動の円滑化を念頭に入れて応援する。
2. 方法
 - ①必ず、歩道上で通行人の妨げとならない場所及び形態で行う。
 - ②車道上での応援は一切禁止する。
 - ③その他、役員の指示には必ず従うこと。
3. 下記の行為が確認された場合は以後の応援活動を一切禁止し、次回以降参加する場合は審査の対象とする。
 - ①自動車、自動二輪車、自転車等、車輛による応援を行った場合。
 - ②通行人の妨げとなる場所で行った場合。
 - ③競技者通過の 1 時間以上前から応援した場合。
 - ④応援団による応援活動を行う大学で、応援団による応援実施要領に従わなかった場合。
 - ⑤大学名入りの小旗、パンフレット(大学新聞)等、応援に関する道具・材料を一般観衆に配布した場合。
※共催の読売新聞社、後援の報知新聞社の要請により、戦後復活第 23 回大会から一般観衆への小旗配布は両新聞社のものに限られる。
 - ⑥スタート地点、フィニッシュ地点、中継所の前後 100m以内での校旗、部旗、その他大学を標示する横幕、旗等を掲出した場合。
(注：混雑緩和と、応援者の場所取りなどによる混乱を避けるため、出場校を標示する物は掲出できない。ただし、その他の場所での掲出は対象外である。)
 - ⑦沿道のフェンス等に横幕、旗等を沿道公共物にくくり付けた場合。
※道路交通法違反行為である